

# 鳥取縣公報

昭和十七年二月三日  
第一千三百四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

### ◆鳥取縣告示第五十七號

昭和十七年四月入學セシムベキ鳥取縣蠶業試驗場講習生左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣蠶業試驗場蠶業講習生募集要項

一 所在地 東伯郡日下村大字上井山陰線上井驛下車五町

二 目的 蠶業ニ關スル學理技術ヲ授ケ農村ニ於ケル蠶業中堅指導者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

三 教授及訓練課程

修身公民科 (國民道德要旨、公民心得)

普通學科 (國語、國史、數學、理科)

教練科 (男) (教練、体操、競技、武道)

体操科 (女) (体操、遊戲、弓道)

家庭科 (女) (家事、裁縫)

職業科 (蠶業汎論、蠶業經營、養蠶、蠶種製造、桑樹栽培)

桑樹病蟲害、蠶体病理、消毒、蠶体解剖、蠶体生理

品種改良、製絲、屑物整理、顯微鏡使用、蠶絲業法

規、土壤、肥料、氣象、蠶種検査、蠶具製造、殺蛹

乾繭貯藏、蠶種桑繭生絲審査、蠶種保護、各實習

四 教授及訓練期間

男子部女子部共一ヶ年

五 募集人員

男子 二〇名

女子 二〇名

六 入學資格

年齢滿十四歳以上ニシテ國民學校高等科卒業又ハ之ト同等以

00968

七 選拔考査場所  
上ノ學力ヲ有スルモノ

(1) 選拔考査ハ口頭試問  
(2) 考査場及期日左ノ如シ

期日 昭和十七年四月四日  
場所 本場、蠶業取締所鳥取、郡家、米子、黒坂各支所及出張所

市町村長、國民學校長、青年學校長ノ推薦ニヨルモノハ優先的ニ入學ヲ許可ス

八 願書提出期限及方法

(1) 期限 昭和十七年三月三十一日

(2) 方法 入學願書ニ履歷書ヲ添ヘ提出スルコト

推薦ニヨルモノハ願書ノ餘白ニ推薦ヲ受クルコト

九 様式

入 學 願 書

私儀貴場蠶業講習部講習科志願ニ付入學御許可相成度別紙履歷書相添ヘ此段相願候

受驗場所 年 月 日

現住所

氏

名

鳥取縣蠶業試驗場長 岡本章 殿  
備考

一 所要經費

(1) 書籍 費 約六圓

(2) 實習用具費 約四圓

(3) 授業 料 徴收セズ月手當三圓ヲ支給ス

(4) 寄宿舍賄費 月十圓内外

二 青年學校關係

青年學校ト同等以上ノ施設トシテ認メラレ在學期間ハ本科各學年ノ一ケ年ニ相當ス

◆鳥取縣告示第五十八號

鳥取縣立機械工訓育所ニ昭和十七年四月入所セシムベキ生徒左ノ要領ニ依リ募集ス

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立機械工訓育所生徒募集要領

一 募集人員 二十五名

00969

内 旋盤工科

一〇名

仕上工科

一〇名

製圖工科

五名

一 願書受付期限 自 昭和十七年二月二十五日 至 昭和十七年三月二十五日

一 考査 期日 昭和十七年三月三十日

一 考査 場所 鳥取市吉方 鳥取縣立機械工訓育所

備考 入所案内希望者ハ鳥取縣立機械工訓育所宛返信料三錢添付申出ズベシ

◆鳥取縣告示第五十九號

國民體力法第九條ニ基キ國民體力管理醫ヲ解任シタル者左ノ如シ

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

井 上 悌

◆鳥取縣告示第六十號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第六十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル振鳴刀ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

振鳴刀(竹製)最高販賣價格

銘柄	規格	單位	製造業者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
振鳴刀一號	長二尺七寸	一本	圓三五	圓三八	圓四五

# 彙報

## 國民皆働態勢の確立

國民勤勞報國協力會に就て

(職業課)

決戦体制下國民皆働の体制を整備し國民總ての勞務を最も有効適切に活用する爲、客年十一月二十二日國家總動員法第五條の國民協力に關する規定に基き「國民勤勞報國協力會」が公布せられて十二月一日より施行せられてゐるのであるが、本勅令に基づいて編成される國民勤勞報國隊(以下單に報國隊と稱す)は國民皆働精神に則り一億の皇國臣民が一体となつて勤勞を通じ時局突破に當り、更に進んで東亞共榮圈確立の礎石となることを本義とするもので、従つて國民が自ら率先して報國隊によつて勤勞の實踐に當り、奉公の誠を致すことが此の制度を運行する要諦となつてゐるのである。

即ち國家の強制によつて不本意ながら業務に従事するといふやうなことでなく、國家の指示するところに従ひ愛國心の發露として喜んで勤勞に従ふことが此の制度の特質であるので、罰則によ

00970

### 鳥取縣告示第六十二號

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八百八十三號(小麥粉最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通告正ス

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一ノ(二)中「規格一吋目八六目以上ノ篩ヲ通シタルモノ」ヲ削ル  
 二中「(一)ノ小麥粉ノ規格」トアルヲ「(一)ノ小麥粉及(二)ノ小麥粉ノ規格」ニ改ム

### 鳥取縣告示第六十三號

纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依り指定纖維製品ヲ取扱フ團休左ノ通指定ス

昭和十七年二月三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取地區吳服雜貨小賣商組合  
 鳥取縣毛糸小賣商組合  
 米子京染商業組合  
 米子吳服雜貨小賣商組合

00971

つて國民に勤勞を強制するやうな態度は全然とらず、國民の總てが責務として榮譽として率先して勤勞に従事するといふ建前になつてゐるのである。

以下本制度の概要に付て述べることにする。

### 一 協力する業務

報國隊によつて協力する業務は總動員物資の生産・修理・配給に關する業務、國家總動員上必要な運輸・通信・衛生・救護・警備に關する業務、軍用上特に必要な土木建築に關する業務となつて居り右の總動員業務の作業を具体的に云ふと出師準備、動員に伴ふ緊急整備等の軍作業、時局下の重要な工場事業場等に於ける作業、米麥その他の重要食糧品の生産に關する作業、小運送、防空設備の整備等が主なものである。然しこれらの業務の内比較的簡單な作業を選んで協力をしていただくのであるが、殊に婦人には縫製・裁縫等の婦人に適したものにされることになつてゐる。

### 二 協力する者

報國隊によつて協力すべき者は帝國臣民の中で男子は滿十四歳から滿四十歳未滿の者、女子は滿十四歳から二十五歳未滿の者(但し妻及内縁の妻は除く)となつてゐる。然し右の者以外の者であつても本人が志願すれば協力出来る事になつてゐる。尙學校在學者は學級を單位として協力すべき者の範圍を定めることが適

當であるので、年令の範圍に特別の規定が設けられてゐる。

今一つの例外は現在重要な職務についてゐる者は其の職務に精勵することが必要なので、協力義務者に該當する者でも絶対に協力させない者と本人の志願ある場合の外は協力させない者となる。前者は陸海軍軍人、陸海軍學生生徒、陸海軍軍屬、徵用中の者、陸海軍作業廳又は管理工場で軍用上必要な總動員業務に従事する者等であり、後者は現在重要事業に於て總動員業務に従事してゐる者その他厚生大臣の指定する者である。

### 三 協力する期間

協力の期間は一年を通じて三十日以内であることを本則とするが、特別に必要な場合又は本人の同意ある場合には三十日を越えることが出来ることになつてゐる。尙一年の起算點は毎年四月一日である。

### 四 協力の申請

前に述べた總動員業務であつて比較的簡易な作業について勞務者を必要とする場合報國隊に依る協力を受けようとする者は、所定の様式により厚生大臣(學生生徒の協力を受ける場合には文部大臣及厚生大臣)に請求(官衙の場合)又は申請(民間の場合)をしなければならぬ。然し大學、高等專門學校在學者以外の者を以て作業地の道府縣内に於て編成される報國隊の協力を受けよう

00972

とする場合に於て、所要人員三百人未満の場合、又は緊急を要する場合には作業地を管轄する地方長官に請求又は申請するのである。右何れの場合にせよ請求(申請)は作業地を管轄する國民職業指導所長を経由すべきことになつてゐるので、豫め指導所長と打合せて必要な指示を受けて行く方が相互に便利である。

### 五 報 國 隊 の 編 成

報國隊の編成は大學、高等專門學校に對しては文部大臣及厚生大臣から學校長に對し、その他の場合には總て地方長官から編成を命ずるのであるが、特別の場合を除く外なるべく作業地又はその近接地で編成される様に考慮することになつてゐる。編成を命ぜられる者は市町村長、青少年團長、婦人團體の長、學校長、その他各種團體、組合、大規模の會社商店等の長である。編成命令は國民勤勞報國隊編成令書を以て爲される。

右に依り編成を命ぜられた者は本人の年齢、職業、身体の状態家庭の状況等を充分斟酌して協力すべき者を選定し、國民勤勞報國隊協力令書を交付し、報國隊によつて協力すべき旨を通知し、報國隊の隊長も右の選定した者の内から選んで本人に隊長たるべき旨を通知するのである。尙志願して參加する者からは志願書を徴取することを要する。

### 六 報 國 隊 の 活 動

右の通知を受けた者は所定の日時に所定の場所に出頭し、報國隊による協力をすることを要する。たゞ疾病その他やむを得ない事故のために協力出来ない場合には取消される場合がある。隊長は隊員の部署を定め、班とか小隊とかの組織を定めこれを指揮する隊員が作業中に疾病その他やむを得ない事故の爲引續いて協力出来なくなつたときには協力の免除を受けることも出来ることになつてゐる。

### 七 経 費 と 災 害 等 に 對 する 扶 助

本協力が要する経費は協力を受ける者が負擔する。経費の内容は作業地迄の往復旅費、手當又は謝金、宿泊料、食費等之を賃金としないで手當又は謝金の形で相當額の支給をされるのであるが、厚生大臣又は地方長官が特別の事情ありと認めるときは経費の全部又は一部を負擔しなくてもよいことになつてゐる。

次に隊員が不幸にして業務上負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合には協力を受ける者は相當の扶助をしなくてはならないことになつてゐる。

### 八 結 び

以上報國隊制度の概要を述べたが要するに此の報國隊による協力は國民皆勤精神の實踐として行はれるものであるから、男子は男子として女子は女子として、其の意圖を諒とされ率先して本制

00973

度に協力し、又は本制度に依つて協力を受ける人々も本制度の本義を認識し、その圓滑なる運営に協力して兩者相俟つて聖業達成に翼賛されることを熱望して止まない次第である。

### 耐 寒 國 民 心 身 鍛 鍊 運 動

二月一日より同十一月日まで

(學 務 課)

今次大東亞戰爭の開戦と共に、舉國一體國難に赴くの氣慨が頓に振起せられつゝあることは洵に力強い次第であつて、従つて國民の志氣を益々昂揚せしめると共に、長期持久戦に對處して國民の體力を鍊成することは愈々緊要さを加へて來たのである。ついで茲にこの冬期間に於て積極的に心身を鍊成することを目的として、耐寒國民心身鍛鍊運動を實施することとなつたのである。

この運動の趣旨とする處は早起、耐寒、恒常的体育運動を實踐することによつて戦線銃後一体の精神を一層堅持せしめて心身を鍛鍊し、特に國民士氣の振作に資すると共に、以て職域奉公臣道實踐の實を擧げようとするものであつて、期間は二月一日より同十一月までとし、その實施要目の概要は次の如くである。

### △ 一 般 体 育 の 部

#### (一) 体 操 の 奨 勵

隣組、町内會、部落會等を單位とし、又官公衛、會社、工場、銀行、商店其他各種の團體組合等に於ても夫々「体操の會」を設けて實施するのであつて、別にラジオ体操の會等体操實行團體の既存する場合はこれを實施團體とし、各々適當の場所に於て毎朝午前七時のラジオ・ニュースに引續いて行ふのであるが、會場、その他の都合によつては右の外適宜の時間に實施するも差支へない。

實施に當つては毎回宮城遙拜、護國の英靈に對する感謝並に出征軍人の武運長久及び傷痍軍人への平癒祈願黙禱の後、行進及び駆歩、体操等を行ふ。

#### (二) 徒 歩 駆 歩 の 實 行

体操實施の中に加へて一般に勵行を圖ると共に官公衛、會社、工場、銀行、商店等の勤務者は徒歩運動を勵行するのであつて、徒歩駆歩の距離は片道二軒乃至三軒を標準とし、時間にして二十分乃至三十五分を適當とする。

尙この期間に於て神社佛閣等の巡拜、登山、遠足、長距離行軍等を行ひ、又は一定距離の集團駆歩等を計畫し、都市に居住する婦人に對しては特に耐寒徒歩實行の機會を興へるやう指導奨勵す



